一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百九十二号武蔵野都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第一号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百九十三号武蔵野都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第三号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百九十四号小金井都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第一号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百九十五号小金井都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第四号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百九十六号小金井都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第五号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百九十七号国立都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第一号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百九十八号国立都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第二号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　静岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　西浜名広域都市計画道路事業三・五・十一号新所原岡崎線
三　事業施行期間　自平成二十二年六月二十三日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　静岡県湖西市大字新所原東地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　静岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　東駿河湾広域都市計画道路事業三・四・十一号西間門新谷線
三　事業施行期間　自平成二十二年六月二十三日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　静岡県駿東郡清水町大字柿田字石原田、字海戸、字矢崎、字榎田、字前田、字柿添及び字東町地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　静岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　東駿河湾広域都市計画道路事業三・四・二十六号金岡浮島線
三　事業施行期間　自平成二十二年六月二十三日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　静岡県沼津市大字西椎路字目黒身、字妙眞下及び字南川地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十三日

近畿地方整備局長　上総　周平